



## トピック2 性犯罪・性暴力に関する啓発資料を公開しました

令和5年7月26日に取りまとめた「子ども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」に基づき、今月まで「子ども・若者の性被害防止のための緊急啓発期間」を実施しています。

性暴力被害に遭った場合や相談を受けた場合の対応等をまとめた一般向けパンフレットと、子どもの性被害について、保護者や周りの大人による対応をまとめた保護者向けパンフレット作成しました。

パンフレットをぜひ御覧いただき、広報啓発にお役立てください。

◆掲載ページはこちら↓

[https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/seibouryoku/index.html](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/index.html)

## トピック3 刑法等が改正され、性犯罪に関する規定が変わりました。（再掲）

本年6月16日、「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」（令和5年法律第66号）及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」（令和5年法律第67号）が成立し、一部の規定を除いて、同年7月13日から施行されました。

法務省ホームページでは、Q&A形式でポイントを説明していますので、是非御確認ください。

### 主なポイント

- 【1】強姦性交等罪は「不同意性交等罪」になりました！
- 【2】いわゆる性交同意年齢が「16歳未満」に引き上げられました！
- 【3】わいせつ目的での16歳未満の者への面会要求などは犯罪です！
- 【4】性的な画像の盗撮は「撮影罪」です！
- 【5】性犯罪の公訴時効期間が延長されました！

◆詳細はこちら↓

[https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12\\_00200.html](https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00200.html)



## 内閣府からのお知らせ

### (1) 2025年大阪・関西万博「ウーマンズ パビリオン」の催事募集開始！

2025年大阪・関西万博にて、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会、リシュモン ジャパン株式会社カルティエ、内閣府、経済産業省の共催により出展するウーマンズ パビリオン内の「WA」スペースにおける催事募集を開始いたしました。



「ウーマンズ パビリオン in collaboration with Cartier」ファサードイメージ  
© Cartier

募集期間は2023年9月15日（金）正午～12月31日（日）午後11時59分です。

◆詳しい募集要領等はこちらのページから御確認ください↓

<https://www.expo2025.or.jp/sponsorship/womens-pv-event/>

### (2) DV、性犯罪・性暴力でお悩みの方の相談窓口（再掲）

DVや性暴力の被害でお悩みの方、ひとりで悩まず、ご相談ください。

電話で 相談	性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援センター <b>#8891</b>	はやくワンストップ	
SNSで 相談	性暴力に関するSNS相談 Cure time (キュアタイム)	Cure timeは こちらから	
電話で 相談	DV相談ナビ <b>#8008</b>	はれれば	
電話・メール ・チャットで 相談	DV相談+ (プラス) <b>0120-279-889</b>	つながり 早く	

【Cure time】<https://curetime.jp/>

【DV相談+】<https://soudanplus.jp/>

### (3) DV 被害者等のワクチン接種について (再掲)

**【新型コロナウイルスワクチン】**

**DV、性犯罪・性暴力被害等で  
避難されている場合、  
避難先の自治体で接種ができます**



(ワクチン接種券等の申請方法は、避難している居住地の市区町村に御確認ください。)

#### 文部科学省からのお知らせ

#### 「女性関連施設相談員・相談事業担当者研修」(基礎研修) 実施報告

国立女性教育会館

(NWEC) では、令和 5 年 6 月 20 日～7 月 18 日にかけて、「女性関連施設相談員・相談事業担当者研修」(基礎研修) を実施しました。本研修は、オンラインによる基礎的な知識・技能を学習する基礎研

修と、対面による相談事業のマネジメント等の応用を学ぶステップアップ研修に分けてプログラムを提供しました。

基礎研修は、651 名が受講し、オンデマンド動画の視聴やワークを通し、ジェンダーの視点に立って相談者を理解するために必要な力を養いました。また、相談から見えるニーズを事業や施策に反映させ、地域の課題解決を進めるために必要なスキルを学ぶ研修となりました。

**最後に**

- 相談者は多くの場合、長期の心身へのダメージから混乱していたり、本来の力を十分に発揮できない状態
- 相談員の役割は、問題解決に向けて、数多くの高いハードルを乗り越えるための「**伴走者**」になること
  
- 相談者も相談員も「**一人で抱え込まない**」  
・・・問題解決には人とつながること、社会とつながること  
**個人と社会をつなぎ直すのがソーシャルワーク！**  
**そのための連携！**



◆詳細はこちら↓

[https://www.nwec.jp/event/training/g\\_soudan2023.html](https://www.nwec.jp/event/training/g_soudan2023.html)



## 厚生労働省からのお知らせ

### (1) 「母性健康管理研修会」をオンライン開催します【事前申込制・参加費無料】

女性労働者が妊娠・出産期を迎えても安心して働き続けられるようにするためには、会社において、男女雇用機会均等法や労働基準法に基づく母性健康管理や母性保護が適切に実施されることが重要です。

研修会では、専門家（産婦人科医・社会保険労務士等）が、母性保護等について、関係法令、各種制度や症状に応じた指導事項、具体的な相談事例について説明します。人事労務担当者、産業医、産業保健スタッフ、産婦人科医などの皆様、ぜひご参加ください。

#### 【開催日時】

令和5年10月19日（木）、11月22日（水）、12月5日（火）14:00–16:00  
 （講義は各回共通）

#### ◆研修内容・参加申込等、詳細はこちら↓「働く女性の心とからだの応援サイト」

<https://telework.mhlw.go.jp/support/seminer/>

### (2) 就職につながるデザイン分野の求職者支援訓練を受講しませんか

WEBデザインや広告制作などを学ぶ職業訓練を無料で受講できる「求職者支援訓練」を受講しませんか？

雇用保険の適用がなかった離職者、フリーランス・自営業を廃業した方などが受講の対象です。

一定の要件を満たす場合、生活支援の給付金（月10万円）を受けながら、訓練を受講することができます。

訓練のなかには、①WEBデザインの資格取得を目指すコース、②企業実習が充実したコース、③ご自宅で受講できるeラーニングコースにおいてPC等の貸し出しを行うコースもあります。

▶受講の申し込みは**ハローワークへ!**

- 要件を満たす場合、**求職者支援制度の生活支援の給付金（月10万円）**を受けながら、訓練を受講することができます。
- 訓練開始前、訓練期間中、訓練終了後まで、ハローワークが求職活動をサポートします。
- デザイン分野等の民間資格等の取得を目指すひとり親の方には、要件を満たす場合、**希望職業訓練受講給付金**を支給します。詳しくは、お住まいの自治体・市区町村にご相談ください。

WEBデザイン分野 訓練コース例	
コース	・WEBデザイナー養成科 ・WEBクリエイター養成科 など
内容	HTMLコーディング、CSSコーディング、JavaScriptプログラミングなど、WEBページの制作に欠かせない知識を習得し、WEBの企画、制作、デザインの基本作業ができることを目指します。
目指せる資格試験	ウェブデザイン技能検定 Photoshopクリエイター能力認定試験 Illustratorクリエイター能力認定試験 WEBクリエイター能力認定試験 など
就職先	オンラインショップ運営会社、スマートフォンアプリ開発会社、WEB制作会社 など

・受講料はテキスト代などの実費を除き無料です。  
 ・受講者の方、お一人につき一台、パソコンをご用意しています。

探したいコース	検索ワード
eラーニングコース※1	<b>「eラーニング」と入力してください</b> ※1 インターネットを活用して、受講者の希望に応じた日時に受講ができるコース。スクーリング（通所）が組み込まれているコースもあります。
WEBデザイン関係資格取得コース※2	<b>「WEBデザイン資格」と入力してください</b> ※2 WEBデザイン関係の資格の取得を目指すコース。
IT分野及びWEBデザインの訓練のうち、企業実習が充実しているコース※3	<b>「企業実習促進」と入力してください</b> ※3 企業実習を10日以上20日以下、かつ、訓練実施日に終日実施するコース。
eラーニングコースやオンライン（同時双方向）訓練で、パソコン等を貸し出しているコース	<b>「PC貸出」と入力してください</b>

◆制度の詳細はこちら↓

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyushokusha\\_shien/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyushokusha_shien/)

◆訓練コースの検索はこちら↓

<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/kensaku/GECA150010.do?action=initDisp&screenId=GECA150010>

=====

◆男女共同参画局 Facebook について

男女共同参画局フェイスブックでは、最新の施策、関連情報を随時アップしております。是非御覧ください。

<https://www.facebook.com/danjokyodosankaku/>

◆男女共同参画局 Twitter について

男女共同参画局ツイッターでは、最新の施策、関連情報を随時アップしております。是非御覧ください。

<https://twitter.com/danjokyoku>

◆男女共同参画局公式 YouTube について

男女共同参画局ユーチューブでは、最新の施策、関連情報を随時アップしております。是非御覧ください。

[https://www.youtube.com/channel/UCeJ\\_mPdtAojnTFXbuDnbjQ](https://www.youtube.com/channel/UCeJ_mPdtAojnTFXbuDnbjQ)

◆内閣府男女共同参画局のホームページは、男女共同参画に関する総合的な情報提供サイトです。

男女共同参画社会を実現するための法律、基本計画、関係予算等のほか、男女共同参画に関する政策・活動等の情報を掲載しています。

<https://www.gender.go.jp>

◆男女共同参画局メールマガジンについて

男女共同参画局メールマガジンは、隔週金曜日 17 時に配信しています。

次号は、令和 5 年 10 月 13 日（金）に配信する予定です。

配信中止・配信先変更は、こちらから

<https://www.gender.go.jp/magazine/index.html>

バックナンバーはこちらから

<https://www.gender.go.jp/magazine/backnumber/index.html>

このメールマガジンへの御意見・御要望はこちらから

<https://form.cao.go.jp/gender/opinion-0001.html>